建設工事における中間前払金制度の導入について

稲敷市では、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう中間前払金制度を導入しますのでお知らせします。

１　制度の概要

この制度は、当初の前払金に加え、工期半ばで保証事業会社の保証を条件

として契約金額の２割以内を追加して前払いする制度です。

２　対象工事

契約金額が５００万以上かつ工期が６０日以上の工事で前払金を支払って

いる工事を対象とします。

３　認定要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

①当初の前払金が支出されていること。

②工期の２分の１を経過していること。

③工期の２分の１を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

④工事の進捗出来高が契約金額の２分の１以上に達していること。

４　適用年月日

平成２８年４月１日以後に公告又は指名通知をした契約から適用

５　申請から請求の流れ

①中間前払金認定申請書（様式第１号）及び工事履行報告書（様式第２号）

を工事担当課へ提出してください。

②工事担当課は、３の認定要件の全てに該当するか否かを審査し中間前払

金認定（非認定）通知書（様式第３号）を１０日以内に交付します。

③認定を受けた受注者は、保証事業会社の発行する「中間前払金保証書」

及び「請求書」を工事担当課に提出。

④工事担当課は、請求があった日から１４日以内に支払う。